



平成 15 年 1 月 21 日

品川区長 高橋久二 様

社団法人 日本建築家協会 (JIA)

会長 大宇根 弘司

関東甲信越支部 支部長 松原忠策

保存問題委員会委員長 小西敏正

### 旧正田邸購入活用の要望書

謹啓 時下 ますます ご清祥のことと お慶び申し上げます。  
日頃は当協会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般 報道されております 旧正田邸の解体についてですが、当協会が本件の情報を得て かかるべき要望書提出の検討に入ったところ、年初早々に解体工事が着手され、またこれに対し地元住民等による「建物取扱禁止仮処分命令申立書」が裁判所に提出されるに至りました。

工事着手されたとは言え、第三者機関による近隣家屋の事前の工事影響調査は未完であり、また上記申立に基づく裁判所の審尋等を控えているため、実際の取壊しをされるまでに若干の時間的猶予があるとの理解のもと、当協会は財務省宛て、この住宅の文化的・景観的価値に鑑み、いわゆる処分上の「更地原則」に付することを避け、売却先(貴区)にこれの活用等の選択肢を残されるよう、解体中止を要望したところです。

旧正田邸は、戦前期の和洋様式併存の邸宅として残存例の少ない貴重な遺構であり、その屋根の形状やハーフティンバー風の外壁に往時の西欧への憧憬が素朴に表わされているなど、日本の近代建築史を語るに格好の実物史料となっています。このためこの住宅は、日本建築学会が編纂した「日本近代建築総覧」にて、「特に重要なものの、あるいは注目すべきと考えられる作品」に選定されています。

一方、この住宅はその特徴的外観によって、また近隣街区の丁字路のアイストップとして、この一帯(通称「池田山」)のランドマーク的存在となっており、既に永年にわたり地域の風景資産として住民に親しまれています。

このように、旧正田邸が文化財保護法に基づく登録文化財としての価値を有することは、ほとんど自明であると言えます。

さらには、現皇后の生家として昭和史のひとこまを飾ったこの住宅に 社会史的な価値を見出す人が非常に多いことも、事実です。

そこで、かかる貴重な社会資産につき、品川区におかれまして土地と一体にて購入され、ぜひともその保存活用を図られたく、ここに切にお願い申し上げる次第です。

街並みが 地域の文化・歴史の総体的表現であることに鑑みますと、景観を潤しあつ地域の記憶を体現するこうした個々の建築は、その地域の方々・自治体によってこそ、次世代に豊かな姿で継承・活用されるべきと考えます。

重ねて 区長のご高配・ご英断を要望いたします。

敬白

社団法人 日本建築家協会

The Japan Institute of Architects

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-18 JIAビル

Tel 03-3408-7125 Fax 03-3408-7129